

入札公告兼入札説明書

ノートパソコン（25台）の賃貸借

令和3年12月23日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立循環器呼吸器病センター

次のとおり一般競争入札を行います。

令和3年12月23日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
循環器呼吸器病センター所長

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告並びに次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 当法人の会計規程、会計実施規程、契約事務取扱規程及びたな卸資産等管理規程
- (5) 競争入札参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

このほか、入札に係る詳細な手続については、「地方独立行政法人神奈川県立病院機構入札実施要領」によるものとする。

1 入札案件の内容

- (1) 件名
ノートパソコン（25台）の賃貸借
- (2) 履行期間
令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
- (3) 物件及び業務の内容
別紙仕様書及び契約書（案）のとおり
- (4) 履行場所
神奈川県横浜市金沢区富岡東六丁目16番1号
地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立循環器呼吸器病センター

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物品）において営業種目として「物件の借入れ」に登録されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること、または同等の資格があるものとして資格審査で認められたもの。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す特質等を有する物品を納入できる者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立循環器呼吸器病センター
事務局経営企画課 担当 柴原
郵便番号 236-0051
所在地 横浜市金沢区富岡東六丁目16番1号
電話番号 (045)701-9581
ファックス番号 (045)786-4770

4 入札参加者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、令和4年1月5日（水）正午までに別紙「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」を直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

確認申請の結果については、令和4年1月5日（水）午後3時以降に別紙「競争入札参加資格確認通知書」を、「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。

ただし、「競争入札参加資格確認通知書」で競争入札参加資格「有」とされた場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができた場合のみ落札者として決定しますので注意してください。

5 入札日程

- (1) 競争入札参加資格確認申請受付期間
令和4年1月5日（水）正午まで
- (2) 競争入札参加資格確認通知日
令和4年1月5日（水）午後3時以降
- (3) 入札書提出期間
令和4年1月7日（金）午前9時から同年1月13日（木）正午まで
- (4) 開札予定日時
令和4年1月13日（木）午後1時30分
- (5) 入札結果発表予定日時
令和4年1月13日（木）午後4時以降

6 落札者の決定

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、同価の者が複数の場合は、入札参加者立会いのもと、くじ引きにより落札者を決定します。くじ引き実施日時及び実施場所は、別途対象入札参加者にご

連絡します。なお、くじ引き実施時に入札参加者の立会いがなかった場合、本契約事務と無関係な職員がくじ引きを行い、落札者を決定します。

7 入札に関する質問及び回答

(1) 質問方法

入札に関する質問は、下記お問い合わせフォームから送信してください。

質問に対する回答については、お問い合わせフォームにご記入いただいたEメールアドレス又は「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより別紙「質問回答書」を送付することにより回答します。

《お問い合わせフォームアドレス》

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp09/index.html>

(2) 質問期限

令和4年1月5日（水） 正午まで

(3) 質問回答予定日時

令和4年1月7日（金） 午前9時以降

8 その他

(1) 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合や反社会的勢力であることが判明した場合は契約を締結しません。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

また、公正な入札を執行できないと認められるとき、又はそのおそれがあるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止め、若しくはくじ引きにより入札参加決定をすることがあります。

(4) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

(5) 入札書に関する事項

入札書（様式2）は、封筒に入れ密封し、その封書の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和4年1月13日開札、（再度入札の場合は令和4年1月19日開札）ノートパソコン（25台）の賃貸借の入札書（又は入札参加辞退届）在中」と朱書きし、直接持参するか配達記録が残る郵便等により「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

なお、入札書に記載する金額は、ノートパソコン（25台）の賃貸借一式の履行期間（令和4年4月1日から令和8年3月31日）の総額とし、税抜き及び税込みの金額両方を記載してください。

(6) 一度提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(7) 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

ア 競争入札参加者に必要な資格がない者の提出した入札書

イ 競争入札参加者氏名、入札案件名、入札回数、入札金額に重大な誤りのある入札書

ウ 競争入札参加者氏名、入札案件名、入札回数、入札金額の記載が不明確な入札書

エ 入札金額を訂正したもので、その訂正について代表者印の押印のない入札書

オ 2通以上提出された入札書

カ その他入札に関する条件に違反した入札書

(8) 入札回数

入札回数は原則1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、2回まで入札を行うものとします。なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することはできません。

ア 再度入札書提出期間

令和4年1月14日（金）午前9時から同年1月19日（水）正午まで

イ 再度入札書提出方法

入札書（様式2）の「入札回数」欄に「2回目」と記載の上、必要事項を記入し、「8（5）」に記載した方法により、「3」に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。

ウ 再度入札開札予定日時

令和4年1月19日（水）午後1時30分

エ 再度入札結果発表予定日時

令和4年1月19日（水）午後4時以降

(9) 不調の場合

再度入札において、各入札参加者の入札価格が予定価格の制限の範囲にないときは、不調とし、「入札書（様式2）」に記載された入札担当者情報のEメールアドレスに、電子メールにより別紙「不調通知書」を送付することで通知します。

(10) 開札は5に記載した開札予定日時に入札執行権者が行き、入札結果を5に記載の入札結果発表予定日時以降に競争入札参加者に連絡します。

(11) 契約書作成の要否

要（別添 契約書（案）のとおり）

- (12) 当法人では、契約に係る予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

（業者調査への協力）

第17条 発注者または法人の理事長が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者また法人の理事長は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する法人の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

- (13) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (14) 落札者が契約締結までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく一般競争入札の参加者の資格の制限を受けた場合又は神奈川県指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止処分を受けた場合には、契約を締結しないこととします。また、落札者は、後日指定する日までに入札額内訳書を提出してください。
- (15) 本入札における契約は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の令和4年度予算が発効した時点で効力を生じるものとします。